

千葉県報

定例
平成20年8月15日

主要目次

- 県営土地改良事業計画の変更 一
- 都市計画臨港地区の決定 一
- 都市計画用途地域の変更 一

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請（五件） 一
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 二
- 都市計画臨港地区の関係図書の縦覧 三
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧（三件） 三
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧 三
- 都市計画高度地区の関係図書の縦覧 三
- 都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧 三
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧（三件） 四
- 公共測量の実施 四
- 土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所 四
- 特定調達公告 四
- 落札者等の公告 四

告示

示

千葉県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、南房総市の一部を受益地域とする県営白浜中央地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができ、

また、この変更計画については、処分取消しの訴えを提起できず、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定を経た場合に、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、当該決定に對

してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

一 縦覧に供する書類の名称

県営白浜中央地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年八月十八日から九月十二日まで

三 縦覧場所

南房総市役所

千葉県告示第六百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、船橋都市計画臨港地区を次のとおり決定した。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

一 都市計画の種類及び名称

船橋都市計画臨港地区

二 都市計画を定める土地の区域

船橋市潮見町、高瀬町、若松三丁目、浜町二丁目及び浜町三丁目の各一部の区域

千葉県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山都市計画用途地域を次のとおり変更した。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

一 都市計画の種類及び名称

流山都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

流山市十太夫、駒木字上駒木、字中溜上、字堂台、字駒木橋上及び字中橋上、東初石三丁目、東初石五丁目、東初石六丁目、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字牛飼

沢、字宮尻、字入台、字立野、字二反田、字牛飼、字三嶋、字後山及び字向山、野々下一丁目、木字流作、字前田、字下谷、字膝丸、字寅之起、字膝丸前、字膝丸後、字堀向

及び字小沼、南流山八丁目並びに流山字己ノ起の各一部の区域

公告

告示

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人子どもプラザ成田

2 代表者の氏名 山崎良美

3 主たる事務所の所在地 成田市飯田町一四三番一五マルホンビル二階

三 定款に記載された目的 この法人は、成田市とその近郊の子どもに対して、文化的体験活動を通して、子ども自身が人のつながりを感じ、自分らしく生きるための機会や環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人生活クラブ・ボランティア活動情報センター

2 代表者の氏名 佐々部憲子

3 主たる事務所の所在地 佐倉市山崎字石井戸五二九番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、主に福祉に関するボランティア活動を行おうとする市民に対して、ボランティア相談事業・講座事業・地域交流スペース事業・広報事業等を行い、地域とともに支え合い、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会づくりの形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人あじさいの会

2 代表者の氏名 池田直道
3 主たる事務所の所在地 柏市布施八一二番地の三
三 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人たちが、働く喜びと誇りを持って生活していけるように、自立生活と社会参加活動を支援する事業を行い、障害のある人たちが、暮らしやすいまちづくりを、地域の人たちとの協力の基に推進し、もって福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人シティーデザインネットワーク八千代

2 代表者の氏名 油谷好末

3 主たる事務所の所在地 八千代市大学町五丁目九番一二号

三 定款に記載された目的 この法人は、千葉県八千代市ならび周辺地域に対して、地域づくりに関する事業を行い、地域社会の発展のために寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成二十年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人ぬくもりの会

2 代表者の氏名 村田廣行

3 主たる事務所の所在地 白井市中二九二番地の二六

三 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に居住する人々に対して、相続・離婚等日常生活において生ずる諸問題解決のために、相談・支援及び講演会活動を通じて権利の保護と公共の福祉の増進を図り、もってぬくもりのある地域社会の建設に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、平成二十年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

舞浜駅前開発

浦安市舞浜二番地一ーほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社オリエンタルランド 代表取締役 福島祥郎

浦安市舞浜一番地一

3 開店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称

株式会社イクスピアリほか

4 変更前の開店時刻

午前十時

5 変更後の開店時刻

午前十時（株式会社ミリアルゾートホテルズについては午前八時）

6 変更年月日

平成二十年八月一日

二 届出年月日

平成二十年七月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

都市計画臨港地区の関係図書の縦覧

平成二十年千葉県告示第六百四十一号に係る船橋都市計画臨港地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の決定に係る流山都市計画地区計画新市街地南地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の決定に係る流山都市計画地区計画新市街地北地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の決定に係る流山都市計画地区計画木地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十年千葉県告示第六百四十二号に係る流山都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の変更に係る流山都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の変更に係る流山都市計画防火地域及び準防火地域の関係

図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 曉子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の変更に係る流山都市計画地区計画新市街地センター地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 曉子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の変更に係る流山都市計画地区計画新市街地東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 曉子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月十五日流山市の変更に係る流山都市計画地区計画新市街地西地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 曉子

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 曉子

測量計画機関 市川市

購読料 月決め 一部一箇月二、〇〇〇円（送料を含む。）

本号 一部 一二円

二 作業種類 公共測量（地籍図根多角測量）
三 作業期間 平成二十年七月一日から平成二十一年三月六日まで
四 作業地域 市川市宮久保三丁目

土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、一宮町東浪見土地区画整理組合から次のとおり改選による理事の氏名及び住所の届出があった。
平成二十年八月十五日

千葉県知事 堂本 曉子

- 藍 廣治 長生郡一宮町一宮二、〇七一番地
- 小 関 國男 " " 東浪見六、〇〇六番地
- 小 関 保司 " " 五、三八三番地の一
- 加 藤 勲夫 " " 一宮二、二二九番地一
- 志 鎌 晴喜 " " 長南町坂本三、三二六番地
- 篠 瀨 三喜男 " " 一宮町東浪見二、六二〇番地
- 平 井 道則 " " 五、四一二番地の一

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものがある。〕

落札者等の公告
次のとおり落札者等について公告する。
平成20年8月15日

千葉県知事 堂本 曉子

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ①テレビ広報番組制作・放送業務委託
- ②千葉県議会事務局総務課
- 千葉県中央区市場町1番5号
- ③平成20年6月11日
- ④千葉テレビ放送株式会社
- 千葉県中央区都町一丁目1番25号
- ⑤45,398,325円
- ⑥随意契約
- ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第一号

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三（二二三）二二五二

一部売り申し込み先

〇四三（二二三）二六五八